

旅行事故対策費用保険 疾病治療費用補償特約の改定について

2023年12月1日以降に保険期間を開始する旅行事故対策費用保険のご契約において、疾病治療費用補償特約の別表1につき、下表のとおり「新型コロナウイルス感染症」の記載を削除する改定を実施いたします。

| 改定前 | 改定後 |
|---|---|
| <p>別表1 第1条(保険金を支払う場合)(1)②の感染症</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条(定義等)に規定する次のいずれかの感染症</p> <p>① 一類感染症 ② 二類感染症 ③ 三類感染症 ④ 四類感染症 ⑤ <u>同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症(注1)</u> ⑥ <u>同条第8項に規定する指定感染症(注2)</u> <u>(注1)病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りま</u> <u>す。)であるものに限りま</u> <u>す。</u> <u>(注2)同法第1章第7条(指定感染症に対するこの法律の準用)第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りま</u> <u>す。</u></p> | <p>別表1 第1条(保険金を支払う場合)(1)②の感染症</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条(定義等)に規定する次のいずれかの感染症</p> <p>① 一類感染症 ② 二類感染症 ③ 三類感染症 ④ 四類感染症 ⑤ <u>同条第8項に規定する指定感染症(注)</u></p> <p><u>(注)同法第7章の2第44条の9(指定感染症に対するこの法律の準用)第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りま</u> <u>す。</u></p> |

以上